

島根地方最低賃金審議会

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月14日（月）午後3時54分～午後5時10分		
開催場所	松江地方合同庁舎共用第3会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、まず労働者側からは鉄鋼業界そのものが不況の反面で、人材不足を抱える課題があること。また、3K職場でもあることから過酷な職場環境で働いている労働者のため、また人材を確保するためには賃金の改善が必要であるとされ、これらを総合的に勘案し、引上げ額20円の提示が行われた。 一方、使用者側からは、現下のコロナ渦の中で、これから先の企業の支払い能力というものを考慮すると、非常に厳しい見方をせざるを得ないとされ、コロナの関係から国内における4月から6月の生産量は大幅にダウンしており、また、島根県の鉄鋼業は下請けの形態がほとんどであり、休業による対応を実施する事業場も存在するという状況等を踏まえ、引上げ額は0円とする現状維持が提示された。 その後協議した結果、引上げ額を労働者側は18円、使用者側は3円とするとの再提示があったものの、労使の隔たりは依然大きく、次回審議において、さらに金額を詰めることとされた。			
3 部会長が、本会議の議事録及び議事要旨署名委員に、労働者側は景山委員、使用者側は森			

脇委員、公益は部会長を指名した。